

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）

【令和八年六月一日適用】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（財産上の利益の收受による特定の事業者等への誘導の禁止）	（新設）
第一条の五の二 保険医療機関は、患者に対して、次に掲げる事業者及び施設（以下この条において「事業者等」という。）を利用するべき旨の指示等を行うことの対償として、当該事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。		
一 指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護の事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防訪問看護の事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）		
二 介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）		
三 介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）		
四 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設		
五 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）		
六 介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型		

介護予防サービス事業者（同法第八条の二第十五項に規定する  
介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。）

七 介護保険法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事  
業者

八 介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事  
業者

九 前各号に掲げる事業者等と併せて利用する事業者であつて、  
当該事業者等と特別の関係にある事業者

（受給資格の確認等）

第三条 （略）

2  
2  
4

（略）

5 保険医療機関は、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護  
老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所者で  
ある患者（以下「施設入所者」という。）から療養の給付又は保  
険外併用療養費に係る療養（医科に係るものに限る。）を受ける  
ことを求められた場合には、その者の提示する被保険者証等によ  
つて施設入所者であることを確かめなければならない。

（指定訪問看護の事業の説明）

第七条の二 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者から指定  
訪問看護等（法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに  
介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項  
に規定する居宅サービス（同条第四項に規定する訪問看護に限る  
。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二  
に規定する介護予防サービス（同条第三項に規定する介護予防訪  
問看護に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認  
めた場合には、患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等に  
つき十分説明を行うよう努めなければならない。

（受給資格の確認等）

第三条 （略）

2  
2  
4

（略）

5 保険医療機関は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第  
八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保  
健施設」という。）の入所者である患者（以下「施設入所者」と  
いう。）から療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養（医科  
に係るものに限る。）を受けることを求められた場合には、その  
者の提示する被保険者証等によつて施設入所者であることを確か  
めなければならない。

（指定訪問看護の事業の説明）

第七条の二 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（健康保  
険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保  
険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者  
（訪問看護事業を行うものに限る。）をいう。以下同じ。）から指  
定訪問看護等（法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護及び  
介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項  
に規定する居宅サービス（同条第四項に規定する訪問看護に限る  
。）及び同法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二  
に規定する介護予防サービス（同条第三項に規定する介護予防訪  
問看護に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認  
めた場合には、患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等に  
つき十分説明を行うよう努めなければならない。

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イ・ハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、次に掲げる医薬品の使用を考慮するとともに、患者に当該医薬品を選択する機会を提供すること等患者が当該医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イ・ハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

(新設)

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてそ

の形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。)  
(2) 遺伝子組換え技術を応用して製造される新医薬品等と同等の品質、有効性及び安全性を有する医薬品として承認がなされたもの(以下「バイオ後続品」という。)

(新設)

ホウト (略)

四 注射 (略)

イ (略)

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品又はバイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハウチ (略)

六八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、次に掲げる医薬品の使用を考慮するとともに、患者に当該医薬品を選択する機会を提供すること等患者が当該医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

(1) 後発医薬品

(2) バイオ後続品

ホウト (略)

四 注射 (略)

ホウト (略)

(新設)

ホウト (略)

四 注射 (略)

イ (略)

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハウチ (略)

六八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 (略)

三 投薬

イハ (略)

二 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

(新設)

ホウト (略)

ホウト (新設)

四 注射 (略)

ホウト (略)

イ (略)

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品又はバイオ後続品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ チ (略)

六 九 (略)

(後発医薬品及びバイオ後続品の調剤)

第二十九条の二 保険薬局は、後発医薬品又はバイオ後続品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品又はバイオ後続品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

(調剤の一般的方針)

第三十条 (略)

(略)

3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品又はバイオ後続品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているとき、又は遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品の一般的名称を当該処方箋に記載したときは、患者に対して、後発医薬品又はバイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品又はバイオ後続品を調剤するよう努めなければならない。

イ (略)

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ チ (略)

六 九 (略)

(後発医薬品の調剤)

第二十九条の二 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

(調剤の一般的方針)

第三十条 (略)

(略)

3 保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。